

令和8年稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月10日〕

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 3 報告第2号 農地法第5条（届出）について  
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）  
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）  
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）  
日程 8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）  
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号
- 

出席委員

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 吉田武君  | 11番 | 墳本典勇君  |
| 2番  | 篠崎文夫君 | 12番 | 遠藤一行君  |
| 3番  | 黒澤克巳君 | 13番 | 足立久美子君 |
| 4番  | 山口幸一君 | 14番 | 内田和新君  |
| 5番  | 永野修君  | 15番 | 山口和彦君  |
| 6番  | 宮本信夫君 | 16番 | 飯塚治正君  |
| 8番  | 村松清美君 | 17番 | 坂本富男君  |
| 9番  | 坂本和夫君 | 18番 | 川島昇君   |
| 10番 | 村山文雄君 | 19番 | 根本脩君   |

欠 席 委 員

---

出 席 説 明 員

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 中 島 臣 哉 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 | 黒 田 真 樹 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 係 長   | 坂 本 証 君   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 係 長   | 久保田 健 夫 君 |

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん4名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） 最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は、4番山口幸一委員、5番永野修委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから6ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましては、報告事項でございますので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第5条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号 農地法第5条（届出）について報告いたします。

議案書7ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。

申請番号1番 江戸崎字金上台、畑1筆、165平方メートルについて、受け人が、資材置場用地として利用するものです。

申請番号2番 江戸崎字新山、畑1筆、667平方メートルについて、受け人が、駐車場用地として利用するものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書8ページから14ページまでの5件でございます。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。

申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番、5番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

---

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転3件、賃貸借権の設定3件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 神宮寺字平松、畑1筆、3,624㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号3番 本新、田2筆、畑2筆、17,056㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 押砂字中野、田1筆、571㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており耕作便利のために借り受けるものでございます。

申請番号5番 高田字西ノ内、畑1筆、293㎡についてでございますが、受人が自己用住宅を購入することを機に家庭菜園を始めるため、買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号6番 市崎字新田、田1筆、870㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号7番 市崎字新田、田1筆、1,785㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号8番 月出里字上谷原、田1筆、2,696㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するために買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について報告いたします。

6月7日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人はブルーベリーを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台、ユンボ1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本 和夫君） 9番坂本です。申請番号3番について報告いたします。

6月7日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に乳牛、肉牛を育てている畜産農家であります。受人の農地所有適格法人要件は、満たしております。農機具の所有状況は、トラクター1台、ユンボ1台、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君） 17番坂本です。申請番号4番について、報告いたします。

6月2日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。申請番号5番について、報告いたします。

6月8日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は自己用住宅建築を機に隣地に畑を取得し、家庭菜園を行うための申請であります。農機具の所有状況は、鍬等農機具一式。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番、7番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号6番、7番について、報告いたします。

6月3日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻・なすを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本 典勇君） 11番埴本です。申請番号8番について、報告いたします。

6月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に植木の苗木・水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック6台を所有しており、乾燥調製は委託しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第2号 農地法第5条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条(知事)」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場 畑1筆631㎡についてですが、事業面積は山林と合わせて1,176㎡、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル156枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 神宮寺字前山 畑1筆 1,763㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590wパネル166枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 高田字西ノ内、畑1筆、480㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で高田小学校、こども園えどさきからおおむね500m以内に位置し、水道・下水管の埋設された幅員4m以上の道路に接した農地であることから、第3種農地と判断いたしました。申請人は現在借家で暮らしておりますが、手狭であることから、自己住宅を新設するため申請に及んだものであります。事業計画は木造平屋建て1棟 取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ接続し、雨水は敷地内浸透処理をする計画です。

申請番号4番 伊佐津字内原、畑2筆、1,389㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル150枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 伊佐津字内原、畑1筆、965㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目

的は太陽光発電施設用地。635wパネル150枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

受理番号6番・7番については、同一事業で権利種別が所有権及び地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。伊佐津字内原、畑2筆、960.62㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル150枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番・2番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。

申請番号3番について、去る8日、藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から7番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤 一行君） 12番遠藤です。

申請番号4番から7番について、去る8日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程 7 議案第 3 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 3 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 19 ページをお開き願います。

議案第 3 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 7 件でございます。

申請番号 1 番 浮島字尾島、畑 1 筆、330㎡、

申請番号 2 番 上之島字上の島前、田 3 筆、2,618㎡、

申請番号 3 番 飯出字千才田、田 2 筆、1,903㎡、

についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請となります。

申請番号 4 番 佐原下手字下手、畑 1 筆、624㎡、

についてですが、平成 14 年頃から雑種地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 1 月 8 日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号 5 番 狸穴字中井戸作、畑 1 筆、136㎡、

申請番号 6 番 狸穴字中井戸作、畑 1 筆、152㎡、

申請番号 7 番 狸穴字中井戸作、畑 1 筆、257㎡、

についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3 番（黒澤 克巳君） 3 番黒澤です。

申請番号 1 番について、去る 8 日、永野委員と宮本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 2 番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17 番（坂本 富男君） 17 番坂本です。

申請番号 2 番について、去る 8 日、坂本委員と高城推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 3 番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。

申請番号3番について、去る8日、黒澤委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本 和夫君） 9番坂本です。

申請番号4番について、去る8日、坂本委員と坂本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。現地は平成14年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。以上のことから、調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番から7番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤 一行君） 12番遠藤です。

申請番号5番から7番について、去る8日、山口委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田 真樹君） 21ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、19件、61筆、124,692㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。  
これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田真樹君） 32ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が10件、15筆、25,590㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。  
これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。  
これをもちまして、令和8年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午後2時29分開会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

4 番 委 員 山 口 幸 一

5 番 委 員 永 野 修